

令和3年度

第12回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和3年 6月10日(木曜日) 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第4条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農用地区域編入に係る意見について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	非農地通知について
議案第9号	「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

出席委員（17名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
課 長	中村 保
副 課 長	山本 哲也
班 長	藤田 誠一
事務主査	西森 和子
事務主査	肥田 敬之
事務主査	中谷 雅昭

農林水産課

班 長	中川 拓哉
事務主任	内田 裕月

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは、第12回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の総会も前回（第11回総会）と同様、総会時間の短縮を図るため、報告事項を割愛させていただきます。議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、谷河会長よろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第12回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る5月28日、藤田委員、土橋委員、岩橋章委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いいたします。

なお、古川委員、中尾委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藤田委員、土橋委員にお願いします。

それでは議案の審議から始めさせていただきます。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課（内田主任） 番外、説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。全3件のうち、除外について2件、編入について1件の申出があり、P.3に、位置

図を示しております。除外の2件について、一括して説明させていただきます。

申出地1について説明させていただきます。参考資料のP.4からP.10をご覧ください。P.4にありますように申出地1は、赤色で着色し示しており、岡崎地区に位置しております。P.4からP.6の青色で着色している代替地は、申出地以外で代替することができないか検討した土地を示しています。また、申出時に受領した代替地検討書をP.7に添付しております。P.8には、申出地を四方から撮影した写真を、P.9には、農用地区域の広がり、P.10には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について説明させていただきます。利用者は、現在従業員が・・・名で、・・・を営んでおり、本社工場では・・・などを製造していますが、事業が好調で既存施設では手狭となっているため、製造ラインを増設するなど事業拡張を行いたいとのことです。利用者は、現事業所の近隣の協力会社約100件に最終工程である個包装の作業を外注していることから、現在の生産体制を確保するためには、現事業所の近くに増設することが必須とのことです。この土地を選定したとのことです。なお、申出地は、北側及び南側に農地、西側に山林、東側に市道、水路を挟んで農地に隣接した農地となっています。

近隣の農業等への影響については、地元自治会及び水利組合等に対し説明を行い、隣接農地所有者から同意も得ています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響はなく、また、本市と利用者は従業員雇用に関する立地協定を締結しており、本市

の雇用を促進し、産業活性化における地域振興が図れる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えられるものです。申出地2について説明させていただきます。参考資料のP.11からP.17をご覧ください。P.11にありますように申出地2は、赤色で着色し示しており、和佐地区に位置しております。P.11からP.13の青色で着色している代替地は、申出地以外で代替することができないか検討した土地を示しています。また、申出時に受領した代替地検討書をP.14に添付しております。P.15には、申出地を二方向から撮影した写真を、P.16には、農用地区域の広がり、P.17には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。申出の経緯について説明させていただきます。利用者の一人は、土地所有者の子にあたり、昨年末子どもを出産し一時的に実家の離れで暮らしていますが、家族が増えたことで手狭となっているため、両親が住む実家に近い場所に新居を増築したいとのこと。また、利用者が申出地に住むことにより、土地所有者の高齢に伴う不安及び今後の営農に伴う不安等を解消することができるということです。なお、申出地は、北側に宅地、東側及び南側に農地、西側に里道を挟んで雑種地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響はなく、農用地区域から除外することが相当であると考えられるものです。

以上の除外に係る2件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとする

ものです。

なお、第1号から5号の要件については、
1 申出地以外に代替すべき土地がないこと
2 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

3 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。

なお、議案第1号No.2は、議案第2号農用地区域編入に係る意見について、No.1と関連があります。また、No.1については、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんからご報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋ひさ） No.1について説明します

当申請について、5月28日に、吉川委員、土橋、事務局職員、市農林水産課職員と共に現地調査並びに事情聴取を実施しました。農用地区域除外後は、農地転用許可申請を行う予定となっており、転用実行予定者は・・・を営む法人であり、転用目的は倉庫、作業場、事務所とのこと。転用計画の概要は、主製品である貼り合わせ・・・の需要増加により、本社工場の製造ラインの生産能力が限界に近付きつつあり、新たな製造ラインの増設が必要となり適地を探していました。

当該地選定理由は、製品を個装された商品として仕上げるために、工場近隣の人

約・・・人を内職として委託しており、転用実行予定者の財産にもなっております。新工場建築後も同様の取引を続けていくためには選定地が本社工場の近隣地でなければ意味がなく、本申請地を選定しました。近隣でなければ市外、県外への移転も考えなければならないということです。自治会、水利組合との話し合いも行い、それらの要望も取り入れてあるとのこと。農林水産課からの説明にもありましたように、和歌山市の雇用もはかれるということです。これらのことにより、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設になりますので、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上のことから、農用区域除外は相当であると考えますが、皆様の慎重なご審議をよろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第2号 農用地区域編入に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課（内田主任） 番外、説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外及び編入参考資料（位置図）をご覧ください。編入に

ついて、1件の申出があり、P.3に、位置図を示しております。

申出地3について説明させていただきます。参考資料のP.11をご覧ください。申出地3は、赤色で着色し示しており、和佐地区に位置しております。P.16には、農用地区域の広がり、P.18には、申出地を二方向から撮影した写真を、P.19には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について説明させていただきます。先ほど説明させていただきました、議案第1号No.2と関連があります。以前申出地2の利用者から、住宅を建築することを目的に当該地の農用地区域除外の申出があり、令和2年12月14日付で農用地区域除外を行いました。その後、住宅建築のため開発許可及び農地転用許可を取得し、工事着手にかかろうとしていた際に、近隣と大きな支障が生じたため、事業の遂行が困難となりました。そのため、事業を断念し、引き続き農地として営農を継続するため、農用地に編入したいとの申出がありました。

市としては、今回の編入に合理的理由があると判断し、農用地区域に編入することが相当であると考えます。

以上、編入に係る1件について、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の要件を満たすと判断し、編入を行おうとするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので

で、議案第2号に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。各相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 1はこれまで小作権設定で耕作していたところ、今回贈与にいたりました。No. 3は使用貸借権の更新です。No. 4は親族間の贈与です。No. 7は譲受人の耕作農地に隣接する狭小農地の贈与です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

申請地は安原地区・・・、交通センター前駅から南へ約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。周辺の住宅地には十分な駐車スペースがなく、駐車スペースの需要があるため、申請地を露天貸駐車場として転用申請するものです。なお、一般基準を満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校から南約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在両親と兄を含む・・・で住んでいるところ、子供の成長により手狭になることが予想されるため、実家に隣接する申請地に新たに住宅を新築するため転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 2申請地は、安原地区・・・、紀

北支援学校から北東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、公益性が高い事業の用に供するものにあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・であり、申請地から約800mのところを・・・を目的とした事業を行っています。今回、本人やそのご家族の高齢化が進むなかで、住み慣れた地域での生活を継続することができるようにすることを目的に、申請地をグループホームとして利用するため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 3申請地は、西山東地区・・・、吉礼駅から東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請地の隣接地で・・・を営んでおり、利用者が増えてきたため、拡張するため転用申請するものです。

No. 4申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。

No. 5申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。譲受人は・・・を営む法人で、申請地北側で・・・を営んでおり、今回申請地を既存太陽光発電設備への進入路及び追加の太陽光発電設備として利用するため、転用申請するものです。

No. 6申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インターから南約・・・mに位置し、おおむね300m以内に高速道路等の出入口があるため第3種農地に該当します。申請人は申請地の北側隣接地で・・・を営む法人であり、事業規模拡大により現在の土地だけでは手狭になってきたため、申請地を従業員並びに保管用の駐車場として利用するため転用申請するものです。

No. 7申請地は、紀伊地区・・・、とうようこども園から西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。実家に近い申請地に新たに住宅を建築するため転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 2、4、5については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2及びNo. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章） No. 2及びNo. 4について報告します。

去る5月28日に私と藤田委員、農業委員会事務局とで、申請地を確認し、また申請者に対して聴取を行いました。

最初にNo. 2について報告します。申請地は議案書のとおりです。転用目的は・・・の・・・です。農地の区分は第1種農地ではありますが、1種の例外許可、・・・に供する施設に該当します。転

用実行者は和田に本拠を置く・・・を営む法人です。・・・設立で、・・・を持つ利用者の方に、生活介護や軽作業を実施しています。現在・・・名が在籍しています。申請に至った理由ですが、多くの・・・の家族の方々の要望であり、今後の生活拠点として、・・・の整備が急務であり不可欠であると考え、当事業を計画したとのことです。また、申請地は譲受人が所有する既存施設から徒歩15分の距離にあり、利用者の8割が近くの・・・の卒業生であるため、利用者の方々になじみのある地域です。転用の内容ですが、・・・平屋建て2棟（1棟5人）、駐車場23台（職員8名、利用者の家族など）、夏祭りなどの祭事や軽トラ市などを行う広場を整備します。完成予定日は令和4年6月末頃予定とのことです。必要経費は・・・円であり、全て・・・でまかなくなります。隣接農地の所有者及び土地改良区の同意も得ております。

以上のことから、特に問題はないかと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。

次にNo. 4について報告します。申請地は議案書のとおりです。転用目的は分譲住宅です。農地の区分は第2種農地であります。転用実行者は・・・に本拠を置く・・・を営む株式会社です。・・・設立で、従業員は・・・名、年間の売上は・・・円です。申請に至った理由ですが、南インターができて交通が便利になり、また周りが静かで住居として最適であり、住宅の需要が多いとのことです。申請地の進入路にあたる場所に既存の住宅があり、そのことについて事情聴取をすると、現在地の場所に別の家を新築中であって、7月初

旬には転居できるとのことで、事業の進行に支障はないとのことでした。転用内容ですが、12戸の分譲住宅を整備します。完成予定日は令和3年11月末頃予定とのことです。必要経費は土地込みで約・・・円ですが、全て自己資金でまかなくなります。隣接農地の所有者及び土地改良区の同意も得ております。

以上のことから、特に問題はないかと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。次に、No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田城司） No. 5について説明させていただきます。

令和3年5月28日に岩橋委員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を申請人、施設管理業者、測量業者、行政書士の4名より行いました。申請地は、第2種農地で面積は1,244㎡ 転用目的は太陽光発電です。転用実行者の申請会社の内容ですが、・・・設立、資本金・・・円、従業員・・・名、年間売上・・・円、事業内容は、・・・をはじめ各種・・・などを行っています。転用に至った理由ですが、平成30年、申請地北側の土地において台風による自然災害により山腹に位置する申請人の発電事業地から山裾の耕作地に土砂崩れが起き耕作が困難な状況となりました。また、耕作者が高齢になりつつあったので土地所有者より土地の購入の申し出を受け、・・・年にこの土地を所得し太陽光発電施設を建設しました。既存施設のメンテナンスについては、北側山腹の事業地より

侵入し行ってきましたが、その道は急傾斜地であり点検交換用の資材、工具などを持ちながらの行き来は危険で困難なものでした。このような状況で安全に施設内に通行する方法を模索していたところ、施設南側に隣接する申請地が道路に接しており地権者に購入の申し出をしましたところ、地権者は後継者の面からも耕作にも不安を感じており、全筆の購入を希望していました。申請地が既存の太陽光施設に隣接しており課題であった管理用道路と、他の土地で新たに太陽光発電施設を建設することより費用や効率において大きく秀でているということで太陽光発電施設を建設することとしました。排水に関しましては従来通り自然浸透と隣接する水路へ接続します。事業に関する、土地購入費、工事代金は・・・でまかなうとのことです。申請地は、権利移転完了後、すみやかに着工して、令和3年10月31日までに完成させる意向です。施設の維持管理につきましては施設管理者が行い、雑草処理については、年に2～3回実施するとのことです。近隣の農家の方には説明を済ませており、周囲の営農関係に悪い影響を及ぼす懸念が少ないと思います。

以上のことから当許可申請について、特に目立った問題は見当たらないと思いますが、委員の皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆15番（丸山 勝） 設置業者は、・・・ですか。

◆5番（藤田城司） そうです。

◆会長（谷河 績） 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ございました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 9については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 10からNo. 13については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が23,364㎡、畑が770㎡、合計面積が24,134㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は田が11,049㎡です。なお、P.39のNo. 9については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆18番（吉川松男） No. 9について説明いたします。

5月28日、土橋委員と私ほか事務局職員で現場検証と事情聴取を行いました。

申請地は、地目、田、和歌山市・・・にある2筆で、合計1,090㎡です。新規就農と利用権設定の申し出がありました。

申請人は住所が・・・にあります。現在・・・で・・・にある・・・に住んでいるとの事です。申請人は、申請地近くにある・・・に勤務しており、長年の営農経験があります。申請地には米作りを予定しています。また農業機械一式は、現在勤務している・・・でレンタルするそうです。なお、将来は耕作面積1haを目安に拡大し、設備の充実も図ってまいります。いずれは、独立して営農に努めたいそうです。

特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年3月18日、小倉地区下三毛、上三毛、東田中（23件、37筆）で吉川委員、高倉推進員と、令和3年3月23日、同年4月23日、東山東地区永山、大河内、平尾（19件、25筆）で矢田推進員と現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書7件の提出がありました。面積は、田が1

筆、268㎡、畑が9筆、7,400㎡で、計10筆、7,668㎡になります。No.1からNo.7について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案第9号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

・「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

本件について、農業委員会は、毎年、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、公表するものとなっています。まず、令和2年度の点検・評価ですが、P.1は本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。P.2は担い手への農地の利用集積・集約化ですが、中ほど2の令和2年度は担い手への農地の集積実績は累計で351ha、目標の面積の548haを下回る結果となりました

た。今後、関係機関とのさらなる連携と活動強化が必要です。P. 3は新規参入の促進ですが、中ほど2の令和2年度は、市内新規就農を含め12経営体、3.5haの参入実績があり、目標の7経営体、2haに対し、大きく達成することができました。P. 4は遊休農地についてですが、本市では58haの遊休農地を確認しています。また、2の令和2年度の実績は解消目標の1haに対し1.75haの遊休農地を解消しました。目標は達成しましたが、新たな遊休農地も確認されているため、今後、さらなる解消対策が必要です。P. 5は違反転用への対応ですが、2の令和2年度は1.41haの実績です。農業委員会、県との連携により解消に向け指導しました。違反転用防止の啓発、監視活動、早期発見・指導に努めました。P. 6は農地法第3条事務、農地転用事務の処理件数、P. 7は農地所有適格法人の報告件数、農業委員会の情報提供等の実績、P. 8は事務の実施状況の公表等について、示しています。続いて、令和3年度の目標ですが、P. 9は本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。P. 10、上段は担い手への集積・集約化で、2の令和3年度の集積目標は542haで、うち新規の集積目標は25haとしています。担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なP. R活動に努めます。下段は、新規参入の促進ですが、関係機関と連携し、広く情報を収集し、新規参入は7経営体、2haを目指します。P. 11の遊休農地についてですが、8月の一斉農地パトロール、また随時の現地調査を行い、1haの遊休農地解消を目

指します。下段の違反転用については、引き続き県と連携し、解消に向けた指導、違反転用防止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早期指導に努めます。なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第9号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆17番（坂東紀好） 農地利用最適化推進委員の定数と実数の解釈はどういうことですか。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

条例で定められているのが定数で、実際、選任されているのが実数です。

◆会長（谷河 績） 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第9号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第12回総会を閉会いたします。

13時55分 閉会